

令和6年3月26日

各 位

御代田町建設水道課

御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則の改正の周知
について（依頼）

平素より、町行政に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、当町では、御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則を一部改正し、令和6年4月1日から施行します。主な改正内容は下記のとおりとなります。

つきましては、事前に御代田町環境保全条例及び御代田町環境保全条例施行規則を同封しますので開発行為届出の際の参考としてください。

改正の内容等で不明な点がございましたら担当係までご連絡ください。

記

○主な改正点

- 1 提出書類の簡素化
 - ・申請者の資力及び信用に係る書類の提出不要
 - ・工事施工者の資力及び信用に係る書類の提出不要
- 2 届出が不必要な行為の追加（施行規則別表第2）
 - ・自己の居住の用に供する一戸建て専用住宅の建築に係る行為
 - ・1,000 m²以上の分合筆のみの開発行為
- 3 公表規定等の追加
 - ・命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に応じないときは、その旨を公表することができる。（条例第27条）
 - ・命令に違反した場合に10万円もしくは3万円以下の罰金に処する。（条例第61条）
- 4 審査基準の明確化
 - ・雨水処理施設の計画雨水量の算定方法を明記。（施行規則別表第3）

【問い合わせ先】

〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6
建設水道課 都市計画係 電話：0267-32-3129（直通）